

会計規則

(第1回年次会合再開会合(1995年9月11日)で採択)
(第6回年次会合第2部(1999年11月29-30日)で修正)
(第15回年次会合(2008年10月14-17日)で修正)
(第25回年次会合(2018年10月15-18日)で修正)

会計規則

規則 1

適用範囲

1. 1 この規則は、みなみまぐろの保存のための条約（以下「条約」という。）第6条1、第9条1及び第8条10によりそれぞれ設立される、みなみまぐろ保存委員会（以下「委員会」という。）、みなみまぐろの保存のための科学委員会（以下「科学委員会」という。）及び補助機関の会計事務を管理するものとする。

規則 2

会計年

2. 1 会計年は、1月1日から12月31日までの両日を含む12ヶ月間とする。

規則 3

予算

3. 1 事務局長は、委員会の収入、並びに、委員会、科学委員会、及び条約第8条10により設立される補助機関の支出の推定からなる翌会計年の予算案を作成しなければならない。

3. 2 予算案には、提案された作業計画が翌会計年以降にもつ重要な財政上の意味について、事務的支出、継続的支出及び資本的支出に項目立てた報告を含まなければならない。

3. 3 予算案は、役割ごとの項目に区分されるものとし、必要あるいは適当な場合は、細目に分割されるものとする。

3. 4 予算案は、委員会の加盟国が求める、又は事務局長が必要である、あるいは望ましいと考える別添情報とともに、前年の支出予算及びこれに対応する実行額の推定の詳細を添えて提出されるものとする。予算案の提出のための詳細な様式は、委員会によって規定されるものとする。

3. 5 事務局長は、委員会の年次会合の少なくとも60日前までに、予算案

を委員会の全ての加盟国に送付しなければならない。事務局長は、これと同時に、かつ予算案と同じ様式で、その次の会計年の予算の見込みを作成し、委員会の全ての加盟国に送付しなければならない。

3. 6 予算案及び予算の見込みは、オーストラリア・ドルで提示されるものとする。

3. 7 委員会は、各年次会合において、委員会の年間予算、並びに、科学委員会及び補助機関の予算を決定するものとする。

規則 4

支出予算

4. 1 委員会により支出予算が承認されることにより、事務局長は、その支出予算が採択された目的のために債務を負い、支払いを行う権限を与えられるものとする。

4. 2 委員会の効果的な機能を継続するために必要なものであって、それが継続性のある事務的なものに限られ、そのために現会計年の予算で認められている範囲を超えないことを条件に、委員会が別段の決定をしない限り、事務局長は、支出予算の採択の前に翌年以降についての債務を負うことができる。他の場合には、事務局長は、委員会の承認を得た場合にのみ将来の債務を負うことができる。

4. 3 支出予算はそれが関係する会計年について有効とする。会計年の終了にともなって、全ての支出予算は無効となる。前年の支出予算のうち会計年の終了時に未払いとなっている成約については、委員会が別段の決定をしない限り、繰り越した上で、翌会計年の予算に含まれるものとする。

4. 4 事務局長は、支出予算の項目間及び細目間で10%を超えない流用を行うことを認めることができる。これらの全ての流用は、毎年委員会に提出される修正予算として、事務局長により翌年の委員会年次会合に報告されなければならない。10%を超える流用は、議長の許可が必要とされる。

4. 5 委員会は、予見できない、かつ特別な支払いが必要となるかもしれない状況について規定しておくものとする。

規則 5

資金の拠出

5. 1 委員会の各加盟国は、条約第 1 1 条 2 に従って予算を分担しなければならない。

5. 2 委員会は、委員会の被雇用者により支払われる職員課徴金は、課徴金の支払われた翌年次の予算への拠出として支払われたものとみなすものとする。

5. 3 ある会計年の予算の承認後、事務局長は、全ての委員会の加盟国に対し、その写しを送付するとともに、各国の分担金の額を通知し、支払うべき分担金を送付するよう要請するものとする。連続した 2 年の間分担金の支払いを怠った委員会の加盟国は、委員会が別段の決定をしない限り、支払い義務を履行するまでの間、委員会における決定の手続きに参加する権利を有しないものとする。

5. 4 全ての分担金はオーストラリア・ドルで支払われるものとする。

5. 5 (a) 第 1 年目の会計年を除き、会計年の前半の 6 ヶ月の間に加盟の効力が生じた委員会の新規加盟国については、条約第 1 1 条 2 のもとでの算定が行われたときに、その国が委員会の加盟国であった場合に支払うべきとされる年間の分担金の全額を支払わなければならない。会計年の後半の 6 ヶ月の間に加盟の効力が生じた委員会の新規加盟国については、上記の年間の分担金の半額を支払わなければならない。第 1 年目の会計年については、当該年の最初の 9 ヶ月の間に加盟の効力が生じた全ての加盟国は、年間の分担金を全額支払わなければならない。第 1 年目の会計年の最後の 3 ヶ月の間に加盟の効力が生じた加盟国は、第 1 年目の年間の分担金の半額を支払わなければならない；
- (b) 新規加盟国からの分担金を受領した場合には、既存の加盟国の分担金は、規則 6. 1 (d) に従い調整されるものとする。

5. 6 分担金の支払いは会計年の最初の日（すなわち、支払期日）以降行われるものとし、遅くともその日から 1 5 0 日以内に全額支払わなければならない。以上にもかかわらず、加盟国は、各支払いが会計年のそれぞれの 4 半期の最終日までに行われる場合には、4 半期毎の均等支払いで分担金を支払うことを選択することができる。しかしながら、規則 5. 5 (a) に言及した場合については、新規加盟国の分担金は、加盟の効力が生じた日から 9 0 日以内に全額支払わなければならない。

5. 7 事務局長は、分担金の受領及び延滞の状況について、委員会の各会合に報告するものとする。

規則 6

勘定

6. 1 (a) 委員会、科学委員会、及び条約に従って設立される補助機関の収入と支出の経理を目的とした、一般勘定を創設するものとする；
- (b) 規則 5. 1 のもとで加盟国から支払われた分担金及び一般的な支出にあてるべき雑収入は、一般勘定に繰り入れるものとする；
- (c) 会計年の終了にあたり一般勘定で余剰となった現金のうち、規則 4. 3 の規定による未払いとなっている成約に充てる必要のないものについては、規則 5. 1 のもとの既存の加盟国による分担金に比例して分割され、翌会計年のそれらの加盟国の分担金から差し引かれるものとする。この規定は、第 1 年目の会計年の終了にあたっては適用せず、新規加盟国による分担金の支払いによるもの以外の余剰資金は、次の会計年に繰り越すことができる；
- (d) 会計年の開始以降新規加盟国からの分担金を受領し、その資金が予算を作成する際に考慮に入れられていなかった場合には、既存の加盟国に対して算定された分担金の水準に対する適当な調整を行い、調整の結果はそれらの加盟国からの前払金として記録するものとする；
- (e) 加盟国が支払った前払金は、前払いを行った加盟国の支払いとして繰り越されるものとする。

6. 2 委員会は、委員会の通常予算でカバーできない目的での資金の受領あるいは支払いのために、信託勘定あるいは特別勘定を創設することができる。

規則 7

その他の収入

7. 1 規則 5 のもとでの予算に対する分担金、あるいは下記の規則 7. 3 に言及されたもの以外の全ての収入は、雑収入として分類するものとし、一般勘定へ繰り入れるものとする。雑収入の使用は、通常の支出予算が充てられる活動と同じ会計上の管理を受けるものとする。

7. 2 事務局長は、その拠出金の目的が委員会の政策、目的及び活動と一致したものであることを条件に、予算上の分担金を超えた任意の拠出金を加盟国から受けることができる。その拠出金の目的が、委員会の政策、目的及び活動と一致したものであると委員会が合意することを条件に、非加盟国／地域からの任意の拠出金を受けることができる。

7. 3 任意の拠出金は、規則6. 2のもとの信託勘定あるいは特別勘定で取り扱われるものとする。

規則8

資金の管理

8. 1 事務局長は、委員会の資金を維持するための銀行をオーストラリア内で指定し、指定した銀行を委員会に報告するものとする。

8. 2 (a) 事務局長は、委員会が直ちに必要としない資金を短期に運用することができる。そのような運用は、委員会の監査人によって承認された機関により、高い支払い能力があると現在格付けされているオーストラリアの機関あるいは政府組織によって発行される有価証券その他の運用手段に厳に限られる。

(b) 少なくとも12ヶ月間は使用する予定のない信託基金あるいは特別基金にある資金については、そのような行動が、それらの基金が委員会に付託された際の用件に合致することを条件に、委員会は長期的な運用を認めることができる。そのような運用は、委員会の監査人によって承認された機関により、高い支払い能力があると現在格付けされているオーストラリアの機関あるいは政府組織によって発行される有価証券その他の運用手段に厳に限られる。

8. 3 投資から得られた収入は、その投資のもととなった勘定に繰り入れるものとする。

規則9

内部管理

9. 1 事務局長は、
- (a) 効率的な会計事務と資金の使用における経済性の実現を確保するために、会計細目及び手続きを定め—かかる細目及び手続きは毎年の年次会合において委員会に報告される；
 - (b) 全ての支払いは、根拠となる領収書、あるいは商品又はサービスが受領済みであり、かつ支払いが未だ行われていないことを示すその他の書類に基づき行わせ；
 - (c) 委員会に代わり、資金を受領し、債務を負い、支払いを行う担当官を指定し；並びに、

(d) 以下を確保するために、内部の会計管理を維持し、責任を持つものとする。

(i) 全ての資金及びその他の委員会の財政的資産の受領、管理及び処分
の規則正しさ

(i i) 年次会合で採択された支出予算と、債務及び支払いの一致；並びに、

(i i i) 委員会の資産の経済的な使用

9. 2 事務局長の権限のもとで、書面による割当又はその他の適当な認可が行われるまでは債務を締結してはならない。

9. 3 事務局長は、外部の監査役がそうするよう勧告していることを条件に、自身による完全な調査の後に、喪失した資産を帳簿から削除することを、委員会に提案することができる。

9. 4 機材、供給及びその他の必需品に対する請負見積書は、その額が80,000オーストラリア・ドルを超える場合は、全ての購入又は契約について、広告、あるいは存在する場合には、機材、供給及びその他の必需品を提供できる少なくとも3社以上からの見積書の直接請求によらなければならない。しかしながら、この規則は次の場合には適用されない。：

(a) 供給元が1社であることがはっきりしており、事務局長がその事実を証明した場合；

(b) 緊急時、あるいはその他の理由により、この規則が委員会の財政上の最善のものではなく、事務局長がその事実を証明した場合。

9. 5 80,000オーストラリア・ドルを超えない支出について、委員会による特段の指示がない限り、事務局長は、金額に見合う最大価値追求の原則に従うことがもとめられる。

規則10

経理

10. 1 事務局長は、委員会の取引と事務についての適当な記録と経理が維持されることを確保し、委員会の資金からの全ての支払いが正しく行われ、適切に認可され、さらに、委員会の資産又は委員会の管理、並びに委員会の資本の発生に対する適切な監督の維持を確保するために必要な全てのことを行わなければならない。

10. 2 事務局長は、会計年の終了後速やかに、遅くとも3月1日までに、関連する会計年について以下を示す年間会計報告を委員会の加盟国に送付しなければならない：

- (a) 全ての勘定及び経理に関する収入と支出；
- (b) 次を含む予算項目の状況：
 - (i) 元の予算項目；
 - (i i) 元の予算項目を超えて承認された支出；
 - (i i i) その他の収入；
 - (i v) これらの項目及びその他の収入に対し支出された額；
- (c) 委員会の財政上の資産及び資本；
- (d) 投資の詳細；
- (e) 規則9. 3に従い提案された資産の喪失。

事務局長は、委員会の財政状況を示すのに適当であると思われるその他の情報も提供するものとする。これらの会計報告は、外部の監査役と協議の後、委員会が承認する様式により準備されるものとする。

10. 3 委員会の経理上の取引は、実際に使用された通貨で記録されるものとするが、年間会計報告では全ての取引はオーストラリア・ドルで記録するものとする。

10. 4 全ての特別勘定及び信託勘定に対しては、適当な別個の経理が維持されなければならない。

10. 5 事務局長は、この規則の2項により委員会の加盟国に送付すると同時に、年間会計報告を外部の監査役に送付しなければならない。

規則11

外部の監査役

11. 1 委員会は、委員会の加盟国から、監査長官又はこれと法的に同等の権限を有する外部の監査役、又は委員会が合意した場合は国際的に認知された独立した外部の監査役を指名するものとする。外部の監査役は、再選可能な条件で2年間在職するものとする。委員会は、外部の監査役の委員会、科学委員会、条約により設立された補助機関、及び委員会の職員からの独立を尊重することを確保し、職務事項、外部の監査役に対する資金を定めるとともに、会計規則の導入又は修正、経理方法の詳細、及び監査手続きと手法に関係する全ての事項について、監査役と相談することができる。

11. 2 外部の監査役又は監査役によって権限を与えられた者は、委員会による資金の受領及び支払い、あるいは委員会による資産の取得、受領、管理及び破棄に直接又は間接に関係する委員会の全ての経理及び記録に対し、合理的な時間であればいつでも、完全かつ自由なアクセスが認められなければならない。外部の監査役又は監査役によって権限を与えられた者は、それらの経理又は記録からコピーを作成し、又は抜き書きすることができる。

11. 3 委員会により完全な監査が求められる場合には、外部の監査役は一般に受け入れられている監査の標準と一致した方法で計算書の調査を実施し、以下を含む全ての関連事項を委員会に報告しなければならない：

- (a) 自身の見解として、計算書は正しい経理及び記録に基づいたものであるかどうか；
- (b) 計算書は経理及び記録と一致しているかどうか；
- (c) 自身の見解として、委員会による年間の資金の収入、支出及び投資、並びに資産の取得及び破棄が、この規則に従ったものであるかどうか；及び
- (d) 会計手続き並びに業務、経理システム、内部の会計管理及び委員会の事務と管理の実施の効率と経済性についての見解。

11. 4 委員会により監査のレビューを実施することを求められる場合には、外部の監査役は計算書及び実施されている経理の監督方法をレビューしなければならない。監査役は、以下について疑惑を持つものがなかったかどうかを委員会に報告しなければならない：

- (a) 計算書は正しい経理及び記録に基づいていたものであるか；
- (b) 計算書は経理及び記録と一致しているか；又は
- (c) 委員会による年間の資金の収入、支出及び投資、並びに資産の取得及び破棄が、この規則に従ったものであるか。

11. 5 事務局長は、外部の監査役に対し、監査を実施するにあたり必要な施設を提供するものとする。

11. 6 事務局長は、監査報告及び監査済みの会計計算書の写しを、受領後30日以内に委員会の加盟国に提供しなければならない。

11. 7 委員会は、必要な場合には、精査された事項の討議に参加し、その監査結果から生じた勧告を検討するために外部の監査役を招請するものとする。

規則12

年間会計計算書の承認

12. 1 各年次会合において委員会は、監査済みの年間会計計算書及びこの規則の11. 6により加盟国に送付された監査報告の検討の後、前年の監査済みの年間会計計算書の承認を示すか、あるいは、他の適当と考える行動をとるものとする。

規則13

保険

13. 1 委員会は、資産の通常の危険に対し、評価の高い財政機関との間で適当な保険をかけることができる。

規則14

一般規定

14. 1 条約の規定に従うことを条件に、この規則は手続規則に従って委員会により修正することができる。

14. 2 委員会、科学委員会、又は補助機関が、財政上あるいは事務的な意味を持つ決定に導く可能性のある事項を検討する場合には、その前に、その財政的な意味についての事務局長の評価を得なければならない。